

共卅本

成形圖說

農事部  
八



特別  
三  
144  
8





加 /  
號 144  
卷 8

成形圖說卷之八

目錄

壑關  
苑園  
保社

附 附  
生 種  
好 樹



成形圖說卷之八



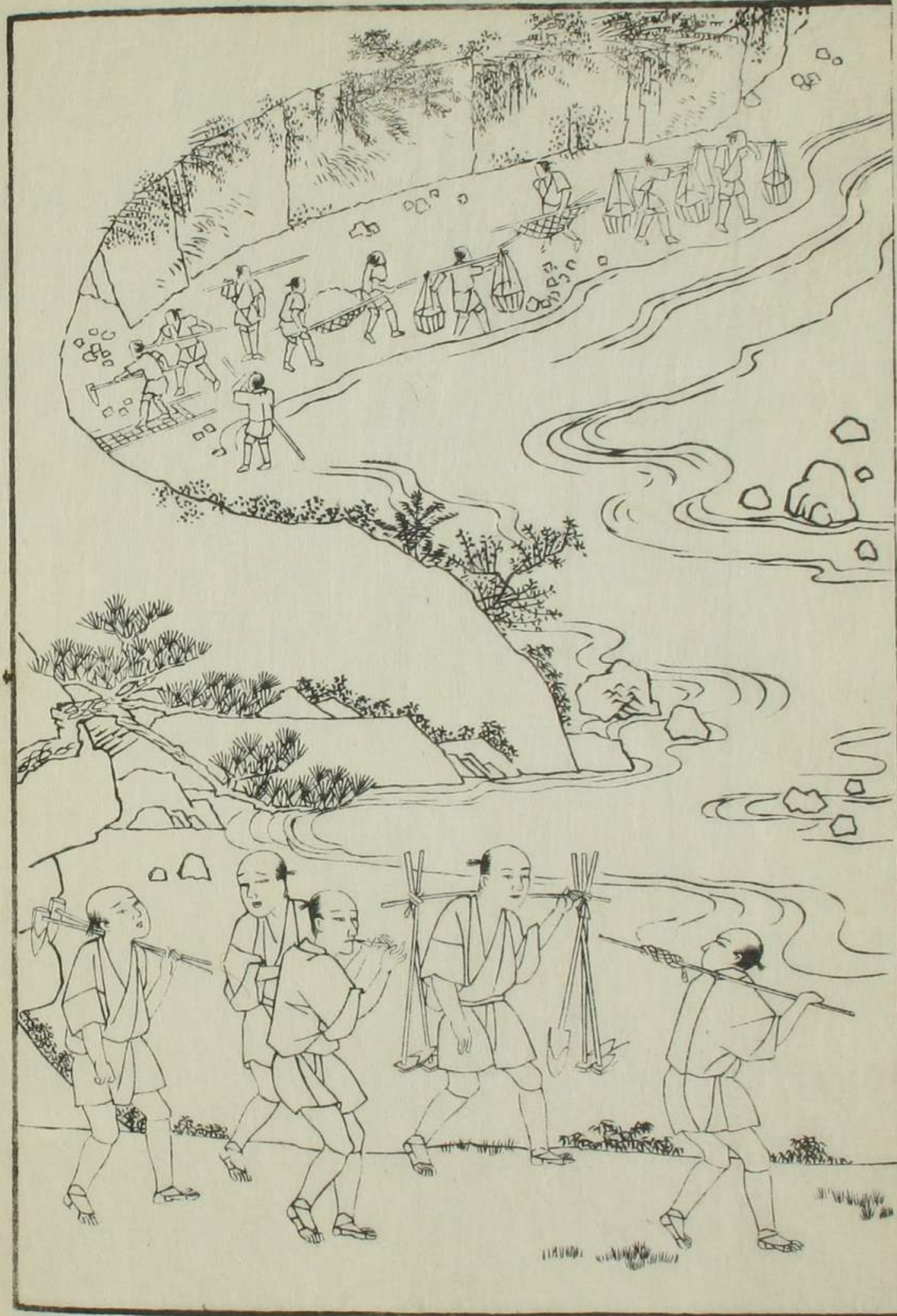
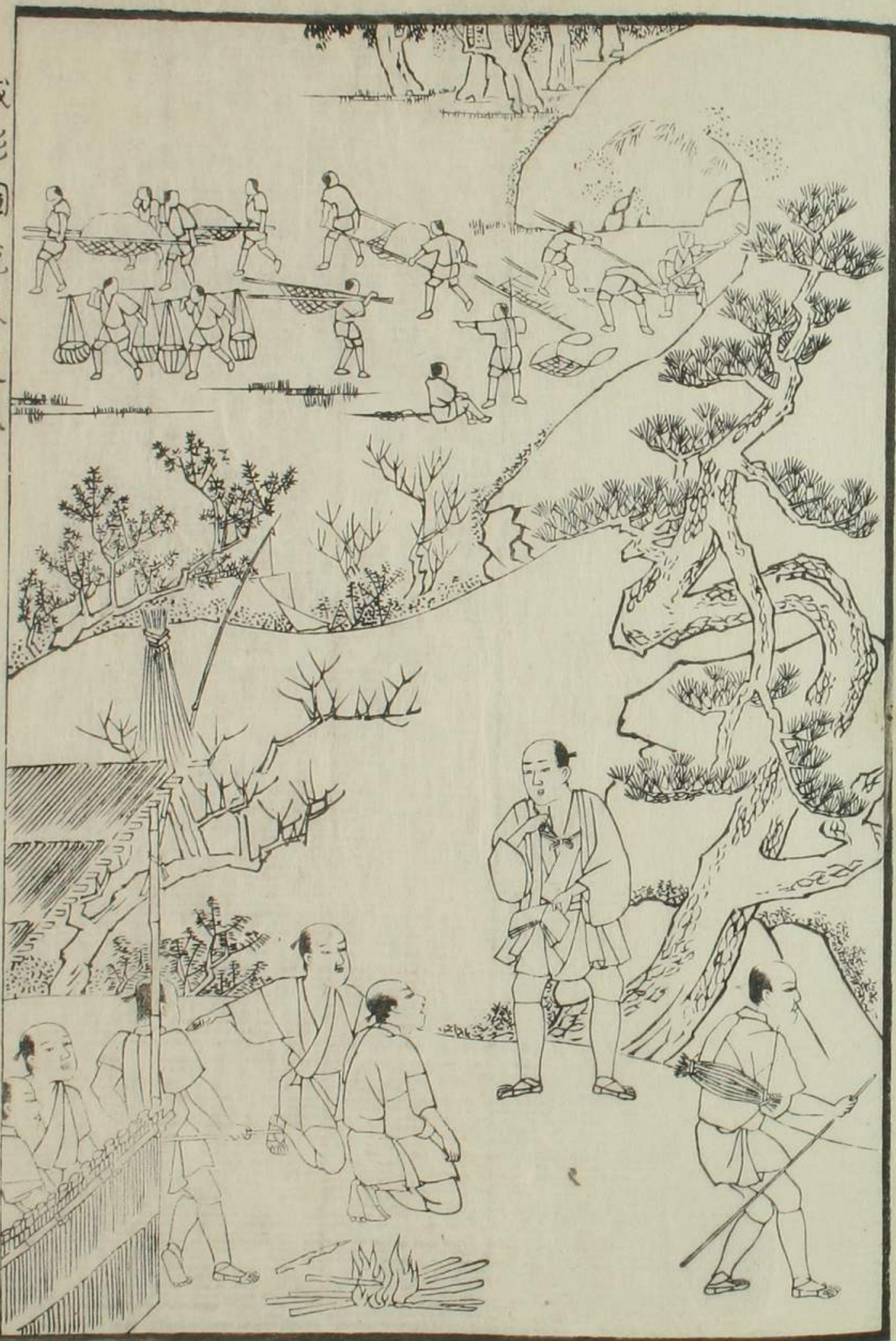




方者開散の地と經理し曠蕪の野と辨相して墾闢當程す  
 而國史比之爲澤原を以て所謂沃野賦墾膏壤平砥爲く  
 田疇となすといふはなし也と本田名田あるは並に泉源  
 の便ありて灌漑の端に宜しき也又高仰俯隘の地とて  
 と開き治て福田とせざる者之と新治新田と稱すり今尖細新  
 方ありて地類は福田區の畝段と量り地と爲すといふは  
 平原ありて水餘り地ありて人巧を極して新井とせざるは  
 也さ亦とて福田ハ水利なられば治るといふもさるるがゆ  
 ゑに池澤と墾闢は第一とせざる畿内志引古事記曰高

津池廣五百三十餘畝珍努池廣三百三畝今日曰君池廣五  
 百畝並に印色入彦命所鑿也是皆田地の用水なり此他  
 大和和泉河内の國々には山中に池と極く天水と漏る振  
 是と田地より便利して用ゑるとも由縁俗に漏井漏池と留留  
 下知して之と極くは池の中古楠中將今按に印色入  
 彦書紀作五十瓊敷命垂仁の皇長子にて三代實錄作  
 伊尔色本藩麿島郡伊敷村伊尔色神社あり貞觀三年三  
 月廿日薩摩國正六位上伊尔色神授後五位下といふと  
 のよて今年之宮と稱せり在古皆水田多し蓋古者伊尔  
 色命天下に周遊して池塘と鑿て水と導きて新田と爲く  
 大に民に功ありあり祀と奉る之と邑名に記せり作







天下の名田地ハ皆古賢昔人致智力行の勤としてよ  
の賜なり今數千百歳の後に其田地と受作て去る粒食  
と得るもの多るをくゞい一掃あり國史 仁明天皇勅  
五畿内七道諸國勅旨并親王以下寺家所占墾田地とい  
ふがめと上縣官より下ハ寺觀よむまて墾開の田有り  
蓋其勅旨田ハ新開の公田多るをくゞい三才圖會引或紀  
推古天皇十五年皇太子命田村王發荒田二万開新田六  
十萬大仁鳥臣往東國田箕野至科野治水内海越及道奥  
通東奥路從常陸轉至胸刺尾張總所得田二百一萬處大  
連秦河勝往西筑石渡諸島地開田九十万處按詩詠云

一歳為苗始反草也二歳為畚漸和柔也三歳為新田謂已  
成田而尚新也四歳則曰田若二歳曰新田三歳則為田矣  
何名為畚正字通云三歳為畚之說皆不足信凡田始て開  
荒するといハ荒開墾亦荒田といふ即苗なり童蒙頌韻よ  
畚とよめり姓氏錄荒田別命男田道公といふはり是開  
荒と掌るより其名とせり今荒田といふ地名多し本朝  
世紀天慶八年八月童謡曰月笠著 留八幡種時久伊佐我  
は荒田開 元志多良打 天神は宣  
未不按し阜氏藻林云荒  
田未耕種者此方のとの  
は合つる文献通考よ  
ハ荒瘠の田と云り 其二年同と新田といふ上野新田  
薩摩新田といふは是なり  
文献通考よ新田のありは生  
田といふり蓋其田よ對する







足らざるはなれば、金りく粟とらふあどめりなり  
齊民要術  
 使人フレン人テニ只修理工料の糧錢の給カはと若ニとらふの  
 忘其勞ナ、女ナ童ヲまてうれレがまシくシのちどなくしては  
 縦何万石の新田と解キきりとも水之ノ耕キ作ト進ムり  
 採次ハはま功ニ敏クなりシ、雑費計りシてまニにあらシと  
 阿ノ里ノ周クびりノより新田開の地ニと相シハ先ニ風ニ早  
 中ノの英ノ新ノ津ノ洋ノ山ノのまニ進ムと耕キへ次ニ馬ノ牛ノ板ノ細ノ株ノ刈リん  
 菟ノ伐ノ不レ塘ノ池ノ用ノぬのノ存ニ障ニなきや否カやシ見シくシ墾ノ向ノ背ノ  
 の方位土宜ノ上下の差ニあリまシで沙汰シつシ開キ荒ノ人ノ何レは  
 幾ノ年ノハ多ク納メ幾ノ年ノハ何レ程ノの地ニ成シ小ノ宮ノとシてシ自レ後ノの始

末ニまニて熱ク祭テてシまシとシ後ノ々ノ一ニ如シ此ノ基ノ址ノとシ經テ始メてシ法ノ令ノ試  
キニシンサダメス  
 嚴制ノめリつシたシハ神功ノ霽ノ霽ノとシ威ニとシ功ノをシ試シしテ仁ノ德  
 河ノ倫ノとシ進ムしシまシのレ後ノとシ修メじテなりシ神功ノ皇ノ后ノ定メ神ノ田ノ而シ佃  
ノ神ノ田ノ掘リ溝ノ及テ于シ迹ノ驚ノ固ノ大ノ磐ノ塞ノ之ノ不レ得テ穿テ溝ノ令テ禱メ神ノ祇ノ而シ水ノ潤  
ノ通ノ溝ノ則テ當ニ時ノ雷ノ電ノ霹ノ靂ノ蹴リ裂リ其ノ磐ノ故ニ時ノ人ノ彌メ其ノ溝ノ曰ク裂リ田ノ溝ノ  
ノ也ノ仁ノ德ノ乃シ事ノハ本ノ紀ノニシてシゆツりノ内ノ志ノ云フ長ノ柄ノ川ノ淀ノ河ノ  
ノ第ニ支ニ上ニ古ノ水ノ道ノ唯ニ是ノ一ニ川ノ横ノ流ノ不レ一ニ仁ノ德ノ天ノ皇ノ既ニ導メ堀ノ  
ノ江ノ延ノ曆ノ中ノ通ノ三ノ國ノ川ノ然レ猶ニ汎ニ濫ニ不レ已ニ既ニ築メ鳥ノ北ノ故ノ水ノ道ノ漏メ水ノ  
ノ勢ノ于シ三ノ國ノ川ノ名ノ曰ク中ノ津ノ川ノ今ニ重ノ堤ノ即チ此ノ後ノ浚メ名ノ柄ノ川ノ塞メ此ノ  
ノ水路ノ凡レ浪ノ華ノのレ地ノハ神ノ武ノ帝ノ經テ宮ノ一ニ後ノのレ一ニりシ今ニのレ大ノ  
ノ大ノ役ノとシ興メてシ是ノとシ修メりシ後ノ桑ノ滄ノ七ノ變メてシ今ニのレ大ノ  
ノ坂ノのレ地ノ面ノ定メりシよしシ今ニのレ地ノ圖ノ并ニ浪ノ速ノ  
ノ上古ノ圖ノ記シるニよリえシりシ土地ノとシ平ノ治ノるニあリとシかくシのレ大ノ  
ノとシくシ延メ喜メ式ノ曰ク京ノ中ノ閑ノ地ノ者ノ不レ論メ貧ノ富ノ量ノ力ノ播メ種ノ時ノ營ノ  
ノ作ノ并ニ加メ勸メ課メ令テ盡メ地利ノとシ何レ里ノ京ノ中ノとシ高ク志スりシ東ノ鑑ノ曰ク  
 成形圖說卷之八  
七



頼朝卿仰東國分地頭等可新開水便荒野之旨凡稱荒不  
作於乃貢減少之地者向後不可許領掌云々志う新  
田と墾ぬまは百姓をとりよちり手種うぬゆふ反く  
古田を荒るやちりとりつは河り志うれども田地代く  
休めてなむと土精を従ふものなれば新田ともは  
どりれくは百姓と移し或は畝改と割與て一斛ありと  
米穀の出来まぬまはさすてま 日國の實とな  
はむとちり年々は百姓の俛と好あり壑爛と云ふ  
やうに中福と云ふ河り續紀養老六年太政官奏曰委所  
司差發人夫開墾膏腴之地良田一百万町其限後十日便

給糧食所須調度官物備之秋收而後即令造備若有國郡  
司詐逗留不敢開墾並即解却雖經恩赦不在免限如部内  
百姓荒野閑地能加功力收穫雜穀三十石以上賜勲六等  
一千石以上終身勿事見帶八位已上加勲一轉即酬賞之  
後稽遲不營追奪位記各還本色曲禮云地廣大荒而不治  
此亦士之辱也吳志云鍾離牧字子升會稽山陰人少居水  
興自墾田種稻二十餘畝臨熟而縣民認之牧曰本自田荒  
故墾之耳遂以稻與縣民續貫行曰新田場ハ路の見種と  
違ひ取熟て尺とハ田墾功ハ葉てハ増水と持り孫累  
ハ名のり所と包又ハ墾村のまゝり出来て先ハ淺就ふ



しづきいよめ也居村めてさかくめごとし況や他所  
 のよりいよみ清く録りよづきりよめ尺え東唯の古  
 田と大切あり地記の芝留于上もど多とい五歩三歩  
 ありと切開きお田の條計とさうふと所安きて新田よ  
 りとお田の廢所と修ふと大切なり廢る地と起ハ  
 義ふれば土祖神の助るやおの地も復る福とゆのとな  
 らば相百姓の廢るありハ穢よりおばなり新田ハ浮氣  
 と熱心とにわけて置るやちまはやく田の支食ゆと元ざ  
 れハ人と家もほきとて置るやうハあまけしお推てそ  
 との事置とわたり一と修るや或曰ふは田畠なりありあり

山野の閑地なきハ士民共よたよ置ありき物あり置ハ  
 置りよ置りハよハあり新田と置きてお地の田所し  
 くする所あり新田とおこまハ考る置きよあり此等お  
 ねのてハ方田の款下よ置るや修りて換益ある置  
 きよ置るや今軍嘉の一二條左方よ置りて置る  
 よ置りて置る○或曰く置るや置りて荒地廣く田畑  
 よ置るや置りて置るや置りて置るや置りて置るや  
 お百姓の福よ置りて置るや置りて置るや置りて置るや  
 らせんありよ置りて置るや置りて置るや置りて置るや  
 くるよ置りて置るや置りて置るや置りて置るや置りて置るや



里なりとも新田畑トラダガとなふる地阿は少のふありと  
 も地路は昔て開発を極きあは續記の令のてくを  
 こととせり野場地はくば有姓を農と田地をなし有姓  
 と田地を撥一新屋敷をかまへおすあともあはるべし  
 其所よりいへる新屋敷と小築カキては作場遠して不自由な  
 るよしとせりいへるあとのなり是を理なれども馬場ウマバ  
 せりちりくあれは民のまはりおはなるべし○村  
 高多し人のとくもまは新田なりとせり人多して  
 せりくもせり村に必田畑多く出立候とせり○新田に水  
 のくけなし自由なるや否と入ふも新田もあつて

手とて一葉とてと様サマもていふ新田も又あの新と  
 爲て生ふ様も又早氣キナキとてけ生ふもあつて然は田  
 して地地なれどもいへるも新田とていへるも  
 一五年と畑ふして作ぬまはまきよあまの根絶てよし  
 其後田は作立るもなり畑は田子用事地の農林のときもあ  
 る申あくと窪ふ又片平なることありよし有姓の多はあ  
 とせりハ次第お出立るとあはれは民と壞ナクる國人數の  
 さうえ賢トシかやうといへる根本と次○村里のちりり  
 たりあまきくと能わうかへるそ村の存る姓門屋の老  
 と毎代人馬の増減とせりといへる次第も多くなりあは



うゆるなりゆくありハ喜あふなり○谷と畑ともれハ  
 田畑其ノ地性能とのなり但水押の用ハ何れもハ山間  
 ハ常々ハ水とくましといつとも大なるの河ハ水押を  
 の也奥の川の端より○沢と田とす家ことハ何れ難  
 ことありる水冷々依々境と築き水は踏と屋ともりて  
 川水と回一やうふなりて築き家の稲と前より一尺取  
 ハ掘田ふして種とまきく前付るつと利し肥と沢山と  
 しまがー熱く一整理するもあつらんる川原と沢も山も  
 皆屋敷田畑となり何場お生家ハよし○沼と田と併立  
 するハ地性宜し水き治まれば家こより利す為出次第

一申ハ葦と栽地とくともめ次第お埋やうに家も  
 登一百里の地と一歩より始ふおれハ連々ともて成  
 就と巧むぐし急速とも成とせば水と積貯し土地亦  
 手事と達も海よりくれば地と軍と急と故りてあ  
 亦くし○藤川と田とくとも亦よりし漏水の流も  
 じ跡おれハ田ふなりて起るより水押おあをぬやうに  
 是づし芝原おげ川と芝原一海より一田と田と併立  
 て番よりし初の水ハ冷々そのなり水の勢とや  
 げぬし其水ハ湛々より又ハけりて勢とぬく  
 登きより水除の方便登はとの無き所ありとめんと



しば泳破るし勢の強く尚る所とはいらぬと據源ぬ  
 て存ふよあとのすれは各勢弱なりあゝ各除河除ハ葉  
 さし武於奉三指本とてうけとて水と懸るありあ  
 水利の所より凡新田溝堰と掘るの尺城は堰も百  
 子此坪清ハ横と底とを合ニ子新田ハ面深三指あり  
 三子二百四十坪とあると堰人是一坪四人か、  
 て四とけ一子二子九百六十人と五組より出一組  
 付二千五百九十二人充てり是と一組六十人つ  
 日十日まが二坪仕也なり右の土のけ人三組より一  
 日百六十人出し内一組ハ五十人一組ハ七十人一組  
 八四十人出る組ハ一組ハ五十人一組ハ七十人一組  
 十人よかけ熱人は百六十人よかけ割ハ間口三十七指  
 とさなり七千人と右のほりてある五十二指也  
 十人組ハ三十指也とさなり一組ハ五十人一組ハ七十人一組  
 坪三子二百四十坪と一組ハ五十人一組ハ七十人一組  
 十人よかけ割ハ間口三十七指と一組ハ五十人一組ハ七十人一組

るなり千四百十七坪あり四十人組ハ八百十坪と  
 あり除地一坪の重同大りて集の六十指同と一  
 畝三斗目持の積量一坪二百指あり五十指計千十二  
 坪ありけ廿万二子五指あり七千人組ハ万二子  
 五指あり廿万人組 ○宅地と田畠と作る事田と  
 細もよし地窓の新ハ田と作る地高乃新ハ畑と作る  
 あり田ハ地頭の間分多く畑方ハ地取の間分少し田水  
 をか辨あらし○干楨の場ハ大方山合の間あり  
 いき地よりうまのなれば其田面の一水口と溜と置水  
 門と立をたへて引干自由とて水と置水  
 溜の四りみ杉と沢山と植さ沿杉山とは立てし  
 子早ととも水とよく持たり水換の場ありあゝあゝ











玉のし一耐小楯謝曰山官是宿願ふとあるもや一くば  
 乃拜山官改賜姓山部連氏以山守部為民褒善顯功寵愛  
 殊絶富莫能儔とらんらん竹樹炭薪の類皆山林の出に  
 所まで利を得その是よぬらんハなしいんりこよと  
 山方の官と温職ともるハこのぬより因後世ハ封山禁  
 山の制ありて百姓よむるまで縦に伐採おとあつらん  
 山守或ハ守山心留ふとあり万葉よと山守の有る  
 去々次園山に標結立しゆいし厚し山守治指遠に樵夫  
 の山守よ小谷ととられて見びいんしとおむいそは  
 ら杖うちつきてぬちるといせんとさる魚まふととら



成  
形  
圖  
說  
卷  
之  
八



せれりて心とつてあれは本りのよめる  
奇園上より  
もよまるとせりぬるせてありふも山林に地へり  
その斧燬取らざるまは又僅馬樂に那  
と封て本とせりしはるるると志あるやしといふ  
り係り山野閑地は多く大家巨室或は浮屠の徒富饒の  
士類之と私に請ひ官より賜ひて己の別業莊園とせし  
て難免蕪荒の者もそそ境内を踏入るるをゆるされ  
ど之と犯せば公禁せ犯とよのと衆を向ふは於是百姓  
尺寸の餘地と失ひ僅り山村山とつと有る宅地漸  
く迫り多田畝と潰して屋浦と占むる者より此弊を

りしや孝德紀曰割國縣山海林野池田以為己財或兼  
并數萬頃田或無容立鍼地とと又後紀延曆中勅曰山藪  
之利公私須共禁天下百姓將田宅園地賣買與寺又王臣  
豪民廣占山林不許民採と云く孟子云堯舜既没聖人之  
道衰暴君代作棄田以為園囿使民不得衣食宋書云山湖  
之禁雖有旧科人俗相因替而不奉煥山封水保為家利自  
頃以來頽弛日甚富強者兼領而占貧弱者薪蘇無託至漁  
採之地亦又如茲實害利深弊是の弊害亦坊り命令とべ  
し今ハ山莊海莊賜莊ととる數しきととるべし  
其元ハ莊園とつものとの後の別墅別館の數とつんえ



と違ふ一王室と刺轢一大臣と侵辱するの始あり増鏡  
よ八日本國中のおとろつるハ六十餘州の惣進福使よ  
更給りしと云ふられとそこの福源ハ元盛が世に藤として  
清盛が時よこを成さるりる太平記よ大塔宮吉野十津  
河へちのびておほや一とき北条がト知として道路の  
辻よ札と書て立川、大塔宮と討ちあはるる者ハ非職  
凡下といふ伊勢東前、莊西原院本  
作栗真莊恩賞よ乞はるる  
一と上三日の中よ、万やと與ふべしと云ふ、次ハ清盛  
のハ莊司ども此れと云ておれバとあり北条氏ハ世よ  
及びてれよ莊司莊友別當やと云ふ人多くをむて

おのが心まくに移ひるり神皇正統記よ申古よあるを  
莊園多く云ふれ不輸の處出来一より乱國ハあり  
退私録よハ陽成帝も云ふし國不入の所ありと  
もし和訓栞よハ地と村と田を賜ふとて湯沐の  
田外家よ譲り功、回子孫よあり寺よ施入や一私領と  
名つけ官あり給よ阿と云ふものと莊園と云ふ也とあ  
る是ハ後よ謂る拘地持留子の地上入る賦あり公税  
減少し百姓富厄やと云ふ一聖學自在よ 後朱雀帝  
寛徳年中莊園停廢の宣下あり 後三條帝延久の初政  
よ記録所と立られしと此停廢の事第一なり後ハ院







の御領のお子莊園あり男女の親王又御寵愛の女房或  
ハ奸臣多し分ち下さきさきとて莊園ハ公の常事  
とあり評論よ及一こましえ之の頃安宅家ゆの御領  
江州吉富莊と三位局子掠られ度く所領よ及仁院の御  
藏書と賜ふと卿の記よあり  
今梅子永享十一年の條  
書は江州田上袖莊と同  
國牧莊山埤相論湯起諸文言事あり湯起請の故安宅時  
までハもつて也又田園所領の状ハ親元日記よ妻く尺  
えハ莊園ハ和領あり郡もと何とぞ郷もと地ぞ和も賣  
買とるものなまげ其地ハまゝとて賣されハ辨多  
弟ハ他人ハ賣後と莊の領内よは正法ありかちとて  
和ハ莊内乃土產諸物とま一受納せまを請ふハ何の莊

とてふ昔の名れありしとて或謂諸國よよる二十  
郡とて二十人の大莊屋ありと郡領のやうとて一  
郡くの百姓と指使いハカシ推同とらとあるも  
姓始をよ記やうなまをて莊領とてと代ハ直直の  
のこなきゆゑ權勢北のまて莊領ハ移りて百姓獲りの  
よなる下シモ寛康と稱うくと上よけと情西とてと  
一と路のむりも後とて又地領と居られハ之と制  
とらと名とて總追捕使に福せられあり  
神代紀よ素戔嗚尊始天上よ在てちとやふる阿と神よ  
て喜山とらカラ枯やゆとナシ變ハ最後ハ根國の本性よ立反タチカハリ



まして此れ毛と拔て杖樟柏を山に散殖し蒼  
 生代嗽ふつき八十果樹まで悉く播生るゝの子息五  
 十猛神様多々八十本種と果樹と流傳て韓地より凡そ  
 まで分布て大八洲の中國に盤殖らせ後日本國に結草  
 て其成績と曠代に流るゝと種樹家の開祖と  
 るべし貨殖傳に君之一歳種之以穀十歳種之以木とあ  
 り釋氏要覽に一菓樹梨杏橘柿の二華樹梅櫻桃山茶の  
 三葉樹松杉椴樗の○樹竹ハ電地の廣狭に送し西北ハ  
 固より東南といふも日産と障は亦ハ花賣の樹  
 と種雜ハ竹と移次並し第館には四方に築地と採一渠

漸と通し常春の良き樹竹と環し植て火災颶風と防ぎ  
 船の慮とも次べし市坊の類比屋何十町とあ連せ  
 んハハ海峯の交りとも留り火除の空地と立て枝  
 葉の立よりゆべき竹木と仕立て水氣を引べし樹林鬱  
 茂ゆれば自然と淫風と生して火災多かりざるハ田  
 のあめしむるもさるべき事也人烟富庶て死喪凶饑の  
 穢と忌むけ溜りも火に投る地ハ必災起るおと救くあ  
 り火ハ天地の神物也必かりとうして樹植の道ハ今日  
 一州一本と地より進べ大いしてハ材とあり小い  
 てハ薪とあり又花と實ありて皆天地産育の造功と







子隨ひて能くまゝのまゝにばよきものもあらずして  
 ハ山の邊にありては生えざらん其材を伐て或は棟とも  
 本は楠ともつゝもいふこと其まゝのまゝにばよき  
 と云ふ事し續貫行日新林とはまゝのハ松杉のまゝに  
 ありて末の枝とおろしん松ハ幹をとりおろし枝ハ  
 一寸をとりおろして伐残する一寸と幹際より皮と剥ぎ  
 ハ節入をあること又澤菴の泉南寓居記「本乃  
 枝と伐ぎれば根入深し諸木をよ大木ともあらずあはれ者  
 ハ下枝とおろし根と深く取らば又本と太くあ  
 さまじがるまゝは皮の上より堅筋と三寸一四寸一付合ハ

肥く枝葉扶疏と云ふ ○榛楸桑茶椈栗并橘樹類ハ古  
 古まゝのりの平山小宜一榛ハ楸本と擇あり苗の時小見  
 わくべし波をまけ栲樹と種を魚し其實穢を割る利  
 あり桐楡ハ薪蒸を最らして田畠に植るハ枝葉滋茂と  
 いふこと其ハ他物も落さずして又松枝をよの大  
 本田地小落さず時あけ穀蔬乃好ともあはれ急存枝と掃  
 の日氣と徹志するともあり  
鹽鉄論云茂木之下無凡耕  
 豊草大塊之間無美苗  
 地小樹本を植ざれば本圃水わたり不足なく潤沢を  
 るともあはれ也土地平よして曠き田畠をよ守田神あ  
 るの茂る杜林をよわらば家ハ炎天の頃ハ地







伊比蓋五家結の畧あり又延比とも云 組合亦云中同組  
 郷保東鑑〇按は今の市町の組合とつゝ 五人組  
 保社周禮令五家為比使之相保〇金史唐制五家為鄰五  
以按比戸催督賦役則置坊正村社則隨戸衆寡為鄉置里正  
五十家立一社擇高年曉農事者為長增至百家別設長一  
人不及五十家者鄰伍唐律疏議謂 五保 同保以上  
與別社合社地 鄰伍四鄰伍保  
考通 保甲齊家審要上司設  
立保甲只為地方

蕃名マートスカツプ  
 孝徳紀曰白雉三年造戸籍凡五十戸為里每里長一人凡  
 戸主皆以家長為之凡戸皆五家相保一人為長以相檢察  
 五家相保ハ俗ニ云相中組申あり五家と合て十ニ云て

里トと次々の一村一郷中のおと延喜式の戸頭ハ五戸  
 頭トよて今の御家オヤ主ヤあり家々伊延と訓を五戸の謂と  
 足ト々々ト 今奥の南部ノ一戸ノよ 軍ノと伊次佐ノとと五  
 属ノよて今の位々の隊陣也固軍陣の隊長と組頭と云編  
 村の保長と組頭と云云人組と云ハ即古の五保よて  
 軍賦ノ此より出さるり令曰凡戸籍恒留五比其遠年者依次  
 除ノとほふ五比ハ五家比隣と云次よて俗ノ前ノ三ノ間ノ子ノ西  
 隣ノと稱ノと隣ノとハ戸並の義よてらひの反ハリ也新六帖  
 子里人の軒ノとあつてて便宿ハ云いまでと隣ノとあり  
 又市中の結合ノハ孝徳紀ノ凡京每坊置長人四坊置令



一人里坊長並取百姓清釐強幹者充若當里坊無人於比里坊簡用とあり然ども是ハ市店イキモノの事イキモノにて農夫オトコの保ホコハ第一貧富と入交て親疎オトコをく方限の中オトコに組合ありて隣次ツギにハかゝるゝ次第ツギに兄弟ツギとてとて多オトコなるハ富ツギとてとて富ツギなるハ配ツギを合て平等ツギの交ツギと結ツギひ從ツギ他ツギ總ツギありとも事ツギに支ツギれ或ツギハ力の足ツギざる時ツギハ亦ツギに助ツギ合ツギ救ツギ賑ツギて一村ツギ睦ツギしく公ツギ法ツギと持ツギて義ツギ讓ツギを守ツギらむとて誠ツギに王代ツギの遺風ツギあり唐律ツギに同伍ツギ單弱ツギ比伍ツギ為告ツギと云々ツギ里凡ツギ一村ツギ中ツギ春秋ツギに地ツギ主ツギ神ツギの祭ツギ礼ツギと奉ツギ以ツギて社ツギ會ツギと云ツギ次俗ツギ通ツギして某ツギ祭ツギと云ツギ又ハ條ツギ時ツギは互ツギに食ツギ饗ツギと持ツギ交ツギて談ツギ

説ツギと云ツギし一ツギ村ツギの中ツギの規ツギと規ツギの俗ツギに會ツギ聚ツギと云ツギ亦ツギ某ツギ講ツギ云ツギ周禮ツギ司ツギ吉ツギ屬ツギ民ツギ而讀ツギ邦ツギ法ツギ書ツギ其ツギ孝ツギ弟ツギ睦ツギ姻ツギ有ツギ學ツギの意ツギ梅ツギ子ツギ崇ツギ神ツギ紀ツギに以ツギ大ツギ田ツギ田ツギ根ツギ子ツギ命ツギ祭ツギ大ツギ物ツギ主ツギ大ツギ神ツギ又ツギ以ツギ長ツギ尾ツギ市ツギ祭ツギ倭ツギ大ツギ國ツギ蒐ツギ神ツギ乃ツギ別ツギ祭ツギ八ツギ十ツギ萬ツギ羣ツギ神ツギ仍ツギ定ツギ天ツギ社ツギ國ツギ社ツギ及ツギ神ツギ地ツギ神ツギ戶ツギ於ツギ是ツギ國ツギ内ツギ靜ツギ謐ツギ五ツギ穀ツギ登ツギ成ツギと云ツギり是ツギ社ツギ稷ツギの爲ツギに神ツギ田ツギ神ツギ頌ツギと定ツギむよりの足ツギりなり至ツギ仁ツギ紀ツギにも更ツギ定ツギ神ツギ地ツギ神ツギ戶ツギ以ツギ時ツギ祀ツギ之ツギといツギつる古ツギハ一ツギ國ツギ一ツギ社ツギと總ツギ社ツギと云ツギ俗ツギに一ツギ宮ツギ宗ツギ廟ツギと云ツギ稱ツギあり和ツギ訓ツギ祭ツギ曰ツギ古ツギ者ツギ國ツギ府ツギ必ツギ建ツギ總ツギ社ツギ有ツギ事ツギ于ツギ國ツギ司ツギ官ツギ社ツギ則ツギ國ツギ司ツギ率ツギ僚ツギ屬ツギ先ツギ修ツギ典ツギ禮ツギ於ツギ此ツギ其ツギ儀ツギ如ツギ京ツギ師ツギ神ツギ又ツギ一ツギ鄉ツギ一ツギ村ツギにも總ツギ社ツギありて俗ツギに鎮ツギ守ツギと稱ツギす即ツギ地ツギ主ツギ神ツギふして漢ツギの社ツギに當ツギたり禮ツギ祭ツギ法ツギに及ツギんば一ツギ大ツギ社ツギ王ツギ社ツギ國ツギ社ツギ侯ツギ社ツギ置ツギ社ツギ等ツギの差ツギ別ツギ



あり又書社私社結社等の名あり名ハ均しく社今鎮守  
といへども大小因て其次第皆同しかくは  
の敷地方限ありて土地と産土と次欽明紀に本居と書  
り四季物終に正月廿一日切りひきぎ起ハ文きて  
人目稀なる山里と云ふもて或ハ穀やうの物よ  
ぬの密と云ふあるはちひさき宮に法海ととり白き布  
子紅と云ふありのさしてうつき連なる残の女と総角と  
うぶすれの神とつらまつり何事よりは法おとされ  
バと河り生社詣りかくむりよりあきいさきよど  
産土ハ其地の主神とさせり民神と総社鎮守ハ其一國  
ハ遠つり民神ハもあくの祖先あり  
一ハよむて上およそ地と開き始或新田川渠を築き

決里民の功あり世に徳ありて代々其祀を奉し來たる  
あり延喜式中に載られし名神大社ハ天朝の祀典  
に秩あり所て今の總社鎮守と申し入交りて祭  
米神領と云ふの即所清神地神戸の事あり百姓凶時の  
勢と急ぐ頃一ハ一村互に親睦の礼と云先王先農の恩  
徳と云ふと云ふと祭とも高合ともいふあり大物主  
大神ハ出雲大社の大御神とて別號ハ大國王とも云  
貴とも云國家と造立やうの大勲功ありよありて子  
孫ともて祭主ともて御崇敬あり是より五穀豊熟し  
て百姓富寛ありしは遂に諸國一統に神田と云附せ



られ上下をかきつて此大國玉と安置して米俵と錢每  
 る今の丈黒ハ其遺像也江戸豊島郡神田社ハ大己貴命  
 の地と神田と云ハ上右汁地と定られし也乃名なる魚  
 一然ると永享記ハ汁田四神ハ右田邊港は戸邊と茶  
 一安房の海邊明神と勸濟也又中記ハ海邊明神ハ  
 諸書ハ安房社と云ハ太玉命也又大黒ハ天竺の厨神ハ  
 李故交と殿稱て後の習合より出されハり媚隣は是ら  
 費し農殖の道子懐もハ汗俗の○續貫行曰ハハ耕  
 田深クハ云ふがう浅まき感ある也  
 俗の爲汁ハ何れ村中越原姓相續の法ありきつる子  
 ゆいといハハ百姓以下の者のあるわざまで大百姓  
 ハゆいといハハ百姓以下の者のあるわざまで大百姓  
 漢土漢よりハ井田といつる法のどくく百姓百姓互互ハハ合

屋敷清言病炊火災水難盜賊の防式ハ標川遊山よと  
 五子傳ハ若じつま〜く五家ハ一助合相續もるハ良法  
 あり秦の高鞅井田の法と破り〜あり二子傳年の今  
 あり井田の法ま〜古カ上カ漢カ朝ハ神國まで破  
 高鞅高鞅〜ときハ思ハ虫虫ぎれハ注注古古りのゆいゆいの法ハ天  
 下子下子傳傳まゆいまゆい〜名名と〜どど勤勤る所ハ即ゆい即ゆいハ  
 て井田の法とハ〜く村中の百姓大小ともく相續ハ  
 助合て耕作とま〜何何〜と云合て法法〜りゆ急ゆ急ハ助合  
 志傳りて村法立ハる姓姓以下以下〜田田有有飲飲ま〜地地ハ安し  
 ね漢漢もるハ〜ハゆいゆいの法法〜り〜がゆ急ゆ急ありゆいゆいハ



久しきせよん侍りし河や古歌よ此里よゆいさる人  
 やあつこくしんさぬし立まで子苗さくぬい是 延喜帝  
 の御製ありとて武田信玄此大御歌を引て奉行頭人子  
 示されしる軍鑑甲陽この御歌の意いゆいさる人子きゆい  
 子三節立まで苗をとりし急ぎりに頼る者あま村里  
 うまといましめと盛までよこせ流みや又冷泉為尹の  
 歌より志ろよもたらぬ庭田の子苗まゆいのまましる  
 種まよもあしき是ハ十代よもたらぬ庭田まれのゆい  
 のまもまむしと苗をうくるの歌より又隆源法師  
 り歌よのまら田いしるよまらしめいしるゆいよあ

ともて子苗とりてん堀川是と亦十代よ過ぬ僅の田あ  
 れにゆいの備くあくして植くとも義あり初の御製ハ  
 ゆいさる人あま新ハぬし立までうゑど苗をうしあふ  
 さればあつこくしんさぬしとふく頼て僅ある田よと苗  
 といさる縁さぬまの植のあしし縁二畝さるるの田あ  
 どのゆいも備りてあましと植べしともあま歌のまもく  
 人よと頼ては附縁さあるう又ハゆいのまゆはりて植  
 といさる縁さぬまの苗の生立ちぬらあり是ハ田  
 まよの急ぎて介頼りまゆ急まれのまら者のごとく  
 ゆいさる人あまの葉をとりてあまあく民と頼ませる



大御歌さへわれハ百姓くる者との罪をなす可く  
取りておひの法とやり西人祖ハつみ及ぞ祖かのを  
相承よいの合ふ仕所収納し衣食不足の者ありハ合力  
し又ハ屋地病煩悩ハ修習の縁とて互に助合て古法の  
ごとく村中おひの法を何に委て物じべしき持てて  
ハ小百姓以下無田水飲相續成りし小百姓以下の  
者何れぞんハ誰ハ小作して敷々の地佃ふハ成せん持  
み中申の支役水引日傭者清り持てて、勤りし  
末の者ぞ大百姓より懸ひべき理ありいふくハ  
仕所収納の時大百姓より小百姓へ馬牛農具と貸し小

百姓ハ大百姓一ゆひして雇錢とて農事とつと  
め村中又小となきおひの法と持てる百姓お續せしと也納  
よいつるごとくゆひハ耕地の存ぞりよハあつた村  
中平和親睦の法ありいふくハあつた世とつと  
を々あつとき夫食種貸とて事ふく唯ゆひとて般  
合百姓相續せし申せし



成形圖說卷之八終



